

お 知 ら せ 《 information 》

堆肥供給センターからのお知らせ

当センターにあります牛糞堆肥を、ハウス・田畑・花・木などにぜひご活用ください。本年は、化学肥料の高騰や健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業の推進により、良質堆肥の利用は益々増えるものと思われまます。

なお、堆肥供給センターまでの区間は道路幅が狭いうえ、下記の期間は混雑しますので、大型車での運搬はご遠慮ください（※大型車での運搬は受付致しません）。

料金につきましては、村内の方は無料、村外の方は1㎡当り2,000円となっております。

◇日 時：平成26年4月25日～4月27日までの3日間 9:00～12:00、13:00～16:00

◇場 所：東通村営第1牧場内『堆肥供給センター』

<お問い合わせ先> (社)東通村産業振興公社 ☎47-2115

自動車税・自動車取得税の減免について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方またはその方と生計を一にする方もしくは常時介護者が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車（営業用の自動車を除きます。）を利用している場合で、その障害の程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。なお、減免となる額については、次のとおり上限額が設けられています。

○自動車税の上限：税額45,000円

○自動車取得税の上限：課税標準額（障害者用の特別の仕様による装置の取付費用を除く）250万円

また、すでに減免を受けている場合には、5月に東青地域県民局県税部から前年度の申請内容が記載された「自動車税減免予定通知書」が郵送されますので、記載内容に変更・誤りがないか確認してください。申請した内容に変更があった場合は、申請事項の変更の手続きが必要です。

<お問い合わせ先>

下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581（内線210、211）

消費税率（国・地方）の引上げについて

・平成26年4月1日から消費税率（国）及び地方消費税率（地方）が次のとおり引き上げられます。

| 区 分 | 現 行 | 平成26年4月1日～ |
|-------------|-------------------|------------------|
| 消 費 税 率 | 4.0% | 6.3% |
| 地 方 消 費 税 率 | 1.0%（消費税額の25/100） | 1.7%（消費税額の17/63） |
| 合 計 | 5.0% | 8.0% |

・引上げ分の消費税収（国・地方）はすべて社会保障の財源として使われます。

・消費税の円滑かつ適正な価格転嫁にご理解とご協力をお願いします。

・ご不明な点がございましたら、以下の相談窓口にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

◎消費税に関すること…むつ税務署 調査部門 ☎22-3294（代表）

◎地方消費税に関すること…下北地域県民局 県税部 課税課 ☎22-8581（内線207、208）

◎消費税の価格転嫁に関すること…消費税価格転嫁等総合相談センター

専用ダイヤル ☎0570-200-123